

第十六回国会
衆議院

地方行政委員會議録第三十号

昭和二十八年八月五日(水曜日)

午後零時五分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君
理事加藤 精三君 理事佐藤 親弘君
理事藤尾 弘吉君 理事床次 徳二君
理事門司 亮君 理事松永 東君
生田 安一君 熊谷 憲一君
前尾繁三郎君 三浦寅之助君
山本 友一君 吉田 重延君
橋本 清吉君 藤田 義光君
北山 愛郎君 滝井 義高君
伊藤幸太郎君 大石ヨシエ君
大矢 省三君 中井徳次郎君

出席國務大臣

國務大臣 塚田十一郎君

出席政府委員

自治政務次官 青木 正君
自治庁次長 鈴木 俊一君
大蔵政務次官 愛知 揆一君
大蔵事務官 正示啓次郎君
(主計局次長)
林野庁長官 柴田 榮君

委員外の出席者

総理府事務官 長野 士郎君
(自治庁行政 部長)
部行政課長
専門員 有松 昇君
専門員 長橋 茂男君

本日の會議に付した事件

町村合併促進法案(參議院提出、參法
第五号)

地方自治法の一部を改正する法律案
(門司亮君外七名提出、衆法第七七
号)

○中井委員長 これより會議を開きま
す。

去る三日本委員会に付託されました
門司亮君外七名提出にかかる地方自治
法の一部を改正する法律案を議題とい
たします。まず提出者より提案理由の
説明を聴取いたします。門司亮君。

地方自治法の一部を改正する法律
案

地方自治法の一部を改正する法
律

地方自治法(昭和二十二年法律第
六十七号)の一部を次のように改正
する。

第二百五十條中「政令の定めると
ころにより、自治庁長官又は都道府
府知事」を「都道府県及び市にあつ
ては自治庁長官、町村にあつてはあ
らかじめ自治庁長官の定める都道府
府知事」の額の範囲内において都道府
府知事」に改め、同條に次の但書を
加える。

但し、自治庁長官の指定する事件
については、自治庁長官又は都道府
府知事の許可を要しないものとす
る。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

○門司委員 それでは、ただいま議題
になつております地方自治法の一部
改正に関する法律案の内容を提出者一
同を代表いたしまして御説明申し上げ

たいと思います。

地方自治法(昭和二十二年法律第
六十七号)の一部を次のように改正いた
したいと思ひます。それは、第二百五
十條中の「政令の定めるところにより、
自治庁長官又は都道府府知事」を「都
道府県及び市にあつては自治庁長官、
町村にあつてはあらかじめ自治庁長官
の定める都道府府知事」の額の範囲内
において都道府府知事」に改め、同條に
次の但書を加える。「但し、自治庁長官
の指定する事件については、自治庁長
官又は都道府府知事の許可を要しない
ものとする」。さらに、この法律は公
布の日からこれを施行したいと思ひ
であります。理由は、地方起債の手續
の簡素化をはかる必要がありま
す。これがこの法律案を提出した理由
でございます。

なお案の内容について、つけ加えて
申し上げておきたいと思ひますのは、
現行の地方自治法の二百二十六條ない
し二百二十七條におきましては、地方
起債については、その当該議会の議決
によつて地方起債ができるように規定
されておるのであります。しかしなが
ら、二百二十六條の但書において、な
お二百五十條の規定の適用があるもの
とすることが書いてありまして、その
二百五十條の内容は、今日までの地方
起債の手續のことが規定してあるわけ
であります。もとより起債は、皆さ
ん御存じのように、地方団体の議會に
おいてこれを議決してそれがただちに
行われるということが正しいのであつ

て、すなわち起債自身に對しまして

は、住民の十分なる監視がございま
す。この起債が行き過ぎたり、あ
るいは不当なる起債が行われようとは
実は考えられないのであります。しか
しながら、現在の國家財政の建前か
ら、なお自分のうちこの二百五十條の
規定を適用するとなつており、この二
百五十條の規定において政令にこれが
ゆだねられておりますが、この政令
につきましては、すでに御承知のよう
に、施行令の中に、起債の認可を得よ
うとした場合には、大蔵大臣
の認可を要する場合がありますので、
この結果といつたしまして、地方の自治
体におきましては、起債をしようとい
たしましては、自治庁の長官が起
債の認可の権限を持つてはおります
が、この政令の定めるところによつ
て、大蔵大臣との協議が必要になつて
参りますので、勢い、各府県に出張
所を持つております大蔵省の財務出
張所との間に了解を遂げなければなら
ない複雑な問題が出て参ります。従つ
て、法律並びに施行令の面から申し上
げますならば、さしたる複雑性はな
いのであります。が、事實の問題とい
たしましては、各公共団体は県知事に
一応お伺いを立てて、さらに自治庁の
長官の了解を得、さらに大蔵省の了解
を得ます。財務局等の了解を得ます
ることのために、七箇所あるいは九箇
所ぐらゐの場所に、一々陳情あるいは
請願をしなければならぬという複雑

性を持つてゐる。のみならず、大蔵省
の出身は、その自治体の事業内容にま
でいる、／＼なくばしを入れる、とい
うと語弊がございまして、意見を申
し述べて参りまして、起債の認可のた
めに非常な困難と多くの手数を要して
おりますので、これを省略いたしま
して、そうして政令を一応省きまし
て、起債のあらかじめ定められたわ
くの範囲内において、市町村の起債につ
きましては都道府府知事限りにお
いて、これを認可することができるとい
うように改め、額が大きくなります
と、事業の内容等について多少の法律
的の制約もございまして、市ある
いは都道府府知事に対しては、自治庁長
官の認可を得るということにいたした
いと考へておるのであります。こうし
て地方起債の手續の簡素化と、さらに
適正化をはかつて行きたいと考へてお
るのであります。これが案の内容の説明
であります。何とぞ御審議の上、御
賛同のほどをお願いしたいと思ひ次第
であります。

○中井委員長 御質疑はありませ
ん。—— それでは本議案はこの程度と
いたします。

○中井委員長 引続き町村合併促進法
案を議題として、これより質疑を行
います。

○門司委員 大蔵大臣は来られま
すか。

○中井委員長 大蔵大臣もしくはその
他のかわりになるべき者の出席を求め

ておりますが、大蔵大臣は渉外関係のため院外に出るおこととありまして、今交渉中であります。とりあえず塚田国務大臣に御質問願います。

○門司委員 それでは自治庁長官にお伺いをいたしますが、この町村合併促進法案の二十九条に、この法案によつて合併した町村に対しては、財政上の優先権を与えるように書いてございまして、この点については自治庁の長官と大蔵大臣との間に了解が十分にできておるかどうかということとを最初にお伺いしておきたいと思ひます。

○塚田国務大臣 この点はごく大ざつぱな話し合いは、二度やつたことがあるのでありますけれども、こまかくこの法案に基いてどうこうという話し合いはまだ実はいたしておらぬのであります。その大ざつぱな話し合いをいたしましたときに、大蔵大臣は御承知のように、とにかく金のいる話ばかり多くて非常に困るという意見を申し上げておりました。まさに大蔵大臣としてはそう感じるであらうと思ひますが、大体まだその程度であります。

○門司委員 これは非常に重要なことで、ここに書いてあるようなことが、もし額面通りに受取られるということになると、これは単に形容詞の羅列であると考えれば一応それで済みますが、内容は必ずしもそうではないと私は思ふ。このことによつて合併町村に非常に大きな希望を与えるというようになつて参ります。合併後における町村の失望は、かなり大きなものが出て来ると思ふ。そこからやはり、せつ

く合併はいたしましたけれどもそれが御破算になるというような混乱を起しはしないか。従つて、事財政に関する問題でございまして、今の自治庁長官のお話のようなことでは、この二十九条をそのまま承認するわけには私ども参らぬのであります。自治庁長官は、今のようになくて、もう少し詳しくお話をできませんか。それとさらにもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、この中には大蔵省関係もあ

りますし、さらに国有林野法に定める部分林の設定とか、あるいはこの林野法というような問題は、やはり農林関係とも関連を持つておりますから、このうち各省にわたるものについて、一体大臣は十分意見を調整されておるかどうかということとあります。これを見てみますと、大体各省に關係あるように実は見えるのであります。この点についてひとつ今までの経過をお話し願ひたいと思ひます。

○塚田国務大臣 私といたしましてはもうもろもろ、いつも申し上げておりますように、この町村合併というものに非常に期待もかけておりますし、またこの法案の趣旨そのものに非常に賛成をいたしておりますので、私の考え方としては、ここに規定してあるように、予算措置を必要とするものと、その他いろいろの援助を必要とするものは、全面的にその精神を尊重して、閣議その他において主張したいと考えておりますのであります。しかし一応今までの段階では、これは皆さん方のお手元に行つておるのではないかと思ふのであります。町村合併促進法に対する各省の意見というものが、御承知のように出ておるのであります。その中に大

蔵省の意見というものがあるのであります。これが大蔵省の率直な意見であると思ひますので、この線に沿つてこれらの問題点について今後大蔵省と折衝して、なるべく法案の趣旨が実現できるように努力しなければならぬと思ひます。もしお手元になければ、一応ここに書いてあります大蔵省の意見を、私から御披露申し上げることにいたします。

まず第一に、この法案の第十三条、地方財政法の特例というところでありまして、これを大蔵省側は削除してほしいということをお願いしております。その理由として、「現在、地方債の枠は、その需要額に対して極めて僅少であり、現在のやむを得ない起債需要額にも応じきれない実情にかながみ、今日この種の特別な新規需要をまかなうことは事実上不可能である。合併町村の起債については、地方財政法第五

条の制限内で優先的に扱うことが適当である。」という理由を付しておるわけでありまして、その次に第十六条、国有財産特別措置法の特例というところでありまして、これも削除してほしい。その理由としては、「第六條の新町村建設計画による学校、病院その他の施設の整備については、現行の国有財産特別措置法においては広範な特例が認められてゐるのであるから、それで充分であると考える。又合併町村なる改をもつて国有財産の貸付譲渡につき優遇措置を講ずることは、合併町村間においても不均衡を生ずることになり、又法案の規定が抽象的であるため、解釈上、本条を適用しうる財産の範囲も不明確かつ広範囲のものとなるおそれがある」と考えられ、この点からも妥

当でない。」それから次は第十七条、国有林野整備臨時措置法の特例等というところでありまして、「現行の内容のまま、合併町村につき更に五年間有効期限を延長することはやむを得ない。但し、延納期間を二十年とする」とは現行各種の延納制度に比して長期に過ぎるので、やはり現行国有林野整備臨時措置法の例によることとされた。なお、当然延納措置をとることとする表現には反対である。それから第二十七條、町村合併促進のための補助金、これを削除してほしい。その理由として、「予算的措置を伴わないから反対である。」と書いてあります。それから部分林の造林についての補助、これは第二十九條の第四項であります。これを削除してほしい。その理由としては、「合併町村なるが故に部分林の造林についての補助金を交付することは妥当でない」とも「予算的措置も講じられていないから反対である。」というのであります。それから第三十四條、この法律施行前の申請に係る町村合併についての適用関係ということ

で、同条第十五条を削除してほしい。その理由としては、「町村合併促進法の趣旨から既に合併した町村にまでもその効果を及ぼすことは妥当でないと思はれるし、平衡交付金の増額的要求を含む『第十五条』の規定の適用は予算措置に反するから削除せられたい。」という理由が出ておるわけ

です。もちろんこれらのものは、大蔵省の立場からの一応の反対論でありまして、私はこれは全部大蔵省の考え通り承服しなければならぬと思つていないのであります。これは折衝を必要とする面であると考えております。従

つてもしこの問題について御検討くださるならば、大蔵省も一緒にここへ呼んでいただいで、相手の意見をあわせてお聞き願う方が適切ではないかというふうに考えております。

○中井委員長 門司君に申し上げますが、大蔵大臣の出席の要求につきましては、今セイロンから代表者が来て、その折衝のために尽力しているそうです。そこで主計局長の出席を求めたのですが、これまた特別な用事のために出られないということで、今次長ならば出席がでるかどうかの通告がありました。次長なんかはだめだといふので、断つておきましたから、しばらく……。

○門司委員 この問題は、局長その他の事務的折衝ではございませんで、今日の段階では、政治折衝によつて解決する以外に方法はありません。従つて責任者——大臣もしくは次官に出てもらなければ、話ではできないと思ふ。その点は、委員長において心得ておいていただきたいと思ひます。

○中井委員長 まことに御同感に存じます。

○加藤(精)委員 門司委員の言われるように、この法律案は、もし実施になつて施行の段階になつてから、いろいろな助成規定が動かなくなつた場合におきましては、非常に意外な感じを与えるばかりでなしに新しく合併しても何にもならないから、また解体の議も起るかもしれない危険が多分にあります。ただいま大臣からお伺ひいたしますと、大蔵省の方でそういう予算措置を設けているようでございますから、このままで通過させることはできないと思ふ、この点につきましては、私の意見といたしましては、この次の地方

行政委員会の開会までに、地方自治庁の長官から何とかあつせんいたさ

まして、提案者が努力することはもちろんであります、大蔵当局と折衝せられまして、ある程度の見通しを聞か

していただいて、この法律案の審議の土台をつくつていただきたいと思います

○中井委員 大蔵大臣の御同意を得ましたならば、委員長からそうとりはからつていただきたいと思います

○中井委員 大蔵大臣の御同意を得ましたならば、委員長からそうとりはからつていただきたいと思います

○中井委員 大蔵大臣の御同意を得ましたならば、委員長からそうとりはからつていただきたいと思います

○中井委員 大蔵大臣の御同意を得ましたならば、委員長からそうとりはからつていただきたいと思います

○中井委員 大蔵大臣の御同意を得ましたならば、委員長からそうとりはからつていただきたいと思います

○中井委員 大蔵大臣の御同意を得ましたならば、委員長からそうとりはからつていただきたいと思います

○中井委員 大蔵大臣の御同意を得ましたならば、委員長からそうとりはからつていただきたいと思います

○中井委員 大蔵大臣の御同意を得ましたならば、委員長からそうとりはからつていただきたいと思います

趣旨でございますから、さよう御了承願います。

○中井委員 門司君、ただいま加藤君の御意見であります、その趣旨に

おいていかうかとはいはからいまいし

○中井委員 それも私はつきりしな

いのであります、どこまでもやはり

大蔵大臣の御意見を一応聴取して、先

蔵大臣の御意見を一応聴取して、先

蔵大臣の御意見を一応聴取して、先

蔵大臣の御意見を一応聴取して、先

蔵大臣の御意見を一応聴取して、先

蔵大臣の御意見を一応聴取して、先

ります。従つて私は、この法案はむし

る政府から御提出になつてしかるべき

法案であつたとさへも考へておるの

であります。幸いにして参議院からこ

れが出て参りまして、ぜひともその成

立をわれわれは希望いたしておるの

でありますから、この際大蔵省とい

つても、ないそでを振つてまで、相

当の費用を出しなされることは、当

然のことと考へております。それゆ

ゑ、ぜひ大蔵大臣の御意見により

○中井委員 町村合併促進法案の審議

が、大詰めに参りましたので、この際

は自治庁長官に数点伺ひたいと思

ひます。まず第一点は、われわれは

この促進法案を審議する途中にお

きまして、最も関心を抱いたのは、

性格の問題、また将来府県をどう

いうふうに行かせるかという問題で

あります。この法案の三十七条ある

いは自治法の第七條の問題等に関

連して、同列の自治体としての府

で、無理のない形で自治段階とい

うところに持つて行つたらいのじや

ないか、かういふように考へてお

ります。当面の措置としてはどう

いうこととありますが、これも今の

まの府県段階といふものをいつま

でも認めておれば、そこへ持つて

行く機会といふものは、なか／＼

ないかと考へられますので、だん

／＼と府県の性格といふものに

自治団体の二段階制といふものは

のこれらの制度に關しましては、この際町村が非常に促進法によつて数が減つた反面強化されますので、この際中間機關の存在は不用ではないかというふうに私は考へておりますが、この点何か構想がありましたら、ひとつお答え願ひたいと思ひます。

○塚田國務大臣 府県自治体の方の機構改革の構想は、まだ國の方では進んでおらぬので、その辺の点はまだ考へておらないのでありますが、しかし國の機構のあり方というものを考へて、出先機關をなるべく整理しようという考へ方からすれば、それは當然府県の段階においては府県の出先機關である地方事務所を整理するのがいいのじやないか、しかし市町村が大きくなつて参りますれば、その条件が客觀的にも備つて来る、こういうふうに考へられるわけでありませう。

○藤田委員 現在の市町村の歳入の大部分は補助金とか、起債とか、平衡交付金でございます。固有財源というものが五〇%を越えておる下部の自治体はほとんどないという状態でありませうが、その際におきましても財源措置を講ずる場合においてはすべて県が介入し、県が監督しておるといふのが、現在の自治法の建前でありませう。この問題に關しまして長官としての行き方は、一応われ／＼も了承いたしました。が、地方制度調査会の結論が出た上におきましては、早急にこれを具体化する予定でありますかどうか。何分にもこれは相当急速に解決してよい問題ではないかというふうに考へております。明後年の三月末には都道府県議會議員の任期も参りますし、知事の任期も参ります。従ひましてその際に

おきまして何らか具体化する大きな措置を、この際準備してもよろしいのじやないかというふうに考へておりますが、時間的な見通しはいかがでございますようか。

○塚田國務大臣 地方制度調査会からどのような御意見が出て参りますか、私もまだ最終的な結論は承知しておらぬのでありますが、しかし地方制度調査会から御意見が出て参るとすれば、練達機能の方々がほんとうにお考え願つておられますから、実現できる案が必ず出て来るのではないかと考へております。従つてその案はなるべく早期に実施に移したいと考へておるのでありますが、ただしかし県のあり方というものについて、すぐに年度の知事、府県會議員の改選のときまでに、相当大きな根本的な改正ができるかという点、その点については私は今の考へ方では若干まだ少し早いものじやないか、かりにできるにしても、もう少し準備をし、物の考へ方もそういうふうに馴致してからでないかと、無理ができるのじやないか、こういうふうに考へております。

○藤田委員 この促進法の先議をいたしました参議院におきましては、いろいろと財政措置に關しまして、関係官庁と連絡をいたしております。その際におきましては自治庁の次長あるいは行政課長が大体介入されておると思ひますので、この死文法律になることを、先ほども門司委員も言われましたように、われ／＼は非常に憂慮するものであります。現に市町村財政にも重大な關連があります西日本、あるいは和歌山の災害に關しましては、特別法が十数個もできるといふ状態でありませう。

して、この特別法に關しましては死文法律になるだらうと言われておるくらいであります。町村合併の促進の最大の眼目は、財政的な優遇でありますので、これがもし空文に帰しましたならば、ほとんどこの立法の趣旨は没却されてしまふ。従ひましてこの際市町村の財政を見ておられます塚田長官が、この点に關しましてどの程度の熱意と責任を感じておられるかということ、この法律案を採決するにあたりまして、われ／＼委員としては最も重大な関心事でありますので、大蔵省もあるいは反対しなすうし、そのほかの役所にもあるいは不平があるかもしれませんが、議員立法としましては、私たちはどういふ不平、反対がありましても、どうしても國家的見地から町村合併は促進しなくちゃならぬという非常な熱意を持つておるので、この点に關しまして、ひとつ御答弁を願ひたいと思ひます。

○塚田國務大臣 私はいつかどこかで申し上げたと思ひますが、議員立法といたしましては、私は今度の町村合併促進法はヒットの一つである、このように考へておるくらいでありまして、非常にいい法律をつくつていただいたと、実は非常に感謝をいたしております。この法律が実効を上げるか上げないかは、今藤田委員も御指摘になつたように、財政面において國がどの程度の援助をするかということにかかつて最大の関心事がそこにあるといふことは、まさに同感であります。従つて私もこの法律が出ます当初から、この点は自治庁長官として十分努力しなければならぬということ、十分覚悟いたしております。しか

し今日このような國家財政の状態でありませうから、大蔵大臣としては先ほど申し上げましたように、いろいろの反対の御意見が出るのは一応もつともでありますけれども、しかしまた國家財政の大きなわくの中で、おのずから必要の度に応じて、どういふものにどれだけの予算を組むということを決するべきでありますから、この必要性和いふものを、十分予算編成の際その他において強調いたしまして、この法律が制定実施になりますならば、御趣旨に沿うように極力努力をして実現を期したい、こういうふうに考へております。

○藤田委員 この法律審議に際しまして、問題になりましたのは多々ありまして、その一つの大きな問題として市町村合併の問題があります。われわれはあえて町村合併促進法という法律案を議員立法で出そうとしておるわけでございますが、この市の行き方でございます。現在二百八十五の市を今後どういふように運営するかによつて、町村合併促進にも相当大きな影響があるわけでございます。この法案の末条に市の問題も加えてあるのは、そういう観点からいたしまして、人口による段階をつけたとか、あるいは人口による段階をつけたと、あるいは人口による町村合併促進には重大な關連があるから、何かここで法律措置を考えなくちゃならぬのじやないかというふうに考へておるのであります。先ほど門司委員から提案がありました自治法の改正も、そういう観点から市というものを対する一つの町村と異なつた、たとえば福祉事務所の問題、自治警察の問題、その他いろいろ市固有の町村の持

たざる事務もありませうし、こういう問題に關連しまして、今日全國から市制施行の希望が殺到いたしておることは御存じの通りであります。町村合併促進と同様に、市に關しまして、従来の態度をそのまま続けまして、自治法第八條の必要條件が整備されましたならば、どし／＼これを認めて行かれる方針であるかどうかは、町村合併促進法の採決にあたりまして、相当大きな問題であります。この際自治庁長官として塚田大臣はどういふふうな構想を持つておられますか、府県と關連しまして、市に対する長官の御構想を簡単に伺ひたいと思ひます。

○塚田國務大臣 これは私といたしましては、要件をそろえるようになりませうれば、希望があればどし／＼認めて行きたい、こういうふうに考へておるのであります。ただ私は日本の自治体にいる／＼な規律をいたします場合に非常に困ります問題は、規模や行政力、財政力の非常に違ひます市、町村というふうな自治団体を一つの法律で律しようとするところに、非常に無理があると思ふのであります。むしろ根本的には市を律する法律と、町村を律する法律をかえてもいいくらいだと思ひます。ただその場合に困難をいたしますのは、やはり市の中にも人口三万やそこいらの非常に小さい市があり、また非常に大きい市があり、市と町村にわけてもそういう意味においてやはり大きい市と小さい市では規模が違ふといふような点で非常に困難がある。そういう意味において、自治団体はなるべく規模の同じようなものをそろえるといふことは、非常に規制が案になるという意味においてよいと思ふ

のでありますが、しかし今日の段階では少くとも市と町村というもののついで、何がしか別な能力、財政力、それから行政力の別に依りて別な規定というものを、若干考えてもいいのじやないかということも、あわせて考えておきます。

○藤田委員 ただいま御答弁の通り、たとえば先年問題になりました大阪市の隣接町村合併に際しましては、府議会の反対がありまして、これは成功いたしてありません。市の力が財政的にもあるいは人口、面積その他の点から強化されて参りますと、府県というものの存在価値に非常な影響を与えて参ります。また小さい、人口三万以上の市をどん／＼つくられるということになりますと、町村合併促進法実施のあかつきにおきましては、いわゆる強化された町村とのけじめということが、非常に問題になつて来ると思つて、それで市というものを、従来の人口三万という線をもとのまま存続されて行くつもりであるかどうか。これはシャープ博士の勧告にもいろいろ意見があつたように了解しておりますが、この際市における人口の制限、財政力その他から考へまして、何か最低限度と最高限に關しましては、国家的見地から考へてみる必要があるのではないかと申す。最高限に關しましては、特別市制の問題がありまして、最低限に關しましては、特に町村合併促進法が可決されたあかつきにおきましては、強化された町村との区別の問題が、深刻な問題になつて来るだらうと思ひます。そういう観点からしまして、大臣のお氣持をお伺ひしておきたいと思ひます。

○塚田國務大臣 市という名称をつけるということの制限の点を緩和するとか、あるいは市は三万以上にしておきか、あるいは小さいものは市でも町村と同じように扱うか、扱い方にいろいろあると思ひますが、しかし市という名前のものであれば、全部一律に扱うということになるならば、やはり最低限の三万という数字はもう少し上げないかと、新しくできる合併された町村というものとつり合ひの点において、つり合ひがとれなくなるということは、御指摘の通りだと思ひます。それらの点をひとつ総合的にもう少し検討して考えてみたいと思ひます。

○中井(徳)委員 一、二大臣にお伺ひしたいのであります。先ほどから大蔵大臣の出席その他いろいろ議論がありました。私にいたしましては、この合併促進法案を通すために、大蔵省の意見を大臣に確かめることはもとより必要であります。結論的には、どうせ色よい返事はなさらないと思ひますので、とにかくこの法案を通すという氣持であります。そこで空文にならぬようにという考へ方もありますが、一、二その問題に關連いたしましてお尋ねいたしたいと思ひます。

この法案が通るといたしますと、たとえば二十九条であります。この法案に基きます予算の要求ということになりますと、二十九条によりまして、小学校、中学校の校舎の新築といううな問題は、文部省の方から要求をする。二の消防自動車購入その他はあなたの方から考へられると思ひます。三の病院とか診療所、隔離病舎、水道施設、こういう問題は厚生省からやる。四も厚生省がやる。五は建設省と

いうふうになりました。要求するところが非常に多種多様にわたるわけでありますが、これにつきまして町村合併促進法案に基きます経費については、一括して自治庁の方から要求をするというふうなこの形が可能であるかどうか、またおやりになる意思があるかどうか。

それからもしそのことが可能であり、おやりになるというお氣持があつても、その方が合併しました全国の市町村のために、はたして有利になるかどうかであるかというふうなことについて、御意見を伺つてみたいと思ひます。

○塚田國務大臣 この法案の建前からいたしますと、自治庁長官として、予算の面において専断してやります分は、二十七条の町村及び都道府県に対して補助金を交付する、このための予算だけのよう考へられましたので、その他のいろいろなものは、やはりその用途に應じて、それ／＼の所管の省が予算をとつてくれる、それを側面から援助をするという程度しかできないのではないかと、こういうふうに考へます。

○中井(徳)委員 私は、いくら大蔵大臣を頼み、自治庁長官を頼みまして、でも、なか／＼これは現実の問題としてできない、かような気が實際にいたすのであります。農林省関係あたりでも反対をいたしております。もちろん法律になりました限りは努力はされましようが、現実の面としてその効果がわ／＼が考へているほど期待ができませんと思ひますが、この際自治庁において一括してやるという強いお氣持をもつておやりになるお考へがないか

どうか、ひとつ御研究を賜りたいと思ひますが、どうでありましようか。

○塚田國務大臣 これは氣持としては、私もこの町村合併というものの成果に期待をかけておりますから、そのようにしたい氣持ではあるものであります。しかし今日の国の予算の建前といたしましては、いろいろ権限の問題などがありまして、実現というものはできないのじやないかというふうな、今一応考へられるわけでありまして、今十分検討いたしたい、こういうふうに思ひます。

○加藤(精)委員 今度の参議院提案の法律の二十八条の二項に、総理大臣が新町村建設計画の実施に關する事項についてあつせんを行うことができると書いてあるので、これはぜひやつていただかないと、どうにもならないのでございまして、ひとつそういう条文があるというのを御記憶願つて、この全国の町村が半分あるいは半分以下になるといふ大事業を、自治庁の中に特別の部局を設けたり、それから町村合併促進の審議会でも設けたりしないでやるうとしたつて、なか／＼やれそりもないように思つてございまして、その点大蔵大臣でも来られまして、またお願いしたいという希望を持つてゐるのでございまして、それに對して大臣はどういうふうなお考へでありますましようか。

○塚田國務大臣 二十八条の二項に規定してある御指摘のあつせんは、極力これは努めたいと思つてゐます。実施に移つたときはどういうぐあいになるか、今のところはつきりした見通しもつかぬのであります。非常にスムーズに順調に進展して参つて、自治庁に

おきまして何かそれを專管する課なり、審議会が必要であるという見通しになれば、そのように措置いたしたいと思ひます。

○北山委員 先ほどの藤田委員の質疑に關連しまして、大臣のこの法案に対する評価といひますが、それについてお伺ひしたいと思ひます。先ほど大臣はこの法案はヒットであるというふうにはめられたわけでありまして、ところが一方におきまして、将来の地方自治体のあり方は、現在の二段階制よりも一段階制の方が好ましいというふうな、注目すべき見解を示されたわけでありまして、そこでこの促進法によつて促進されて、規模が大きくなる町村がはたして大臣のお話になつたところの将来の一段階の単位になる自治単位として、ふさわしいものになると思つておられるのであるかどうか。それは非常に重大なことでありまして、それがこの促進法によつて、将来一段階の自治単位として完全なものができ上がることを、大臣は期待しておられるかどうかという問題なのであります。それがいづれかによつてこの法案が成立した場合に、財政その他の措置を政府がどの程度に考へるかということにも關連があると思ひます。その点をお伺ひします。

○塚田國務大臣 先ほど申し上げました自治団体一段階制というものは、私が地方自治のあり方としての最終の理想の線を申し上げたのであります。具体的にそれでは今度これでもつて市町村が八千程度の人口規模で、数も半分くらいに減つたら、それでできるかというお尋ねであれば、私はやはりそれは無理だ、そういうふうに今も考へ

ております。それから先般私がやはりこの委員会でも申し上げましたが、町村合併というのは、今度の合併促進法によつて一応意図されている規模それから数というものは、一段の努力目標であつて、さらにそれがうまく行つて、また適当に時期が経過したときに、さらに第二段の同じような措置というものを考へて、相当程度に規模を大きくし、財政力、行政力を持つような自治団体ができて来るというときに、初めて一段階制というものがあつて、こういうふうに考へております。

○大石委員 塚田大臣にもよつと申し上げたいのですが、きのう発言してそのまゝ帰つたのですが、とにかくこの市町村合併の参議院提出の原案を、一字一句でも訂正したら反対ですけれども、原案通りであるならば、賛成の意を表します。なぜそういうことを言うかという、だん／＼特別市制がたがが悪くなつて、そうしてなしくずしにこうなつて来ておる。たとへてい

と、警察法の特例をいいて、そうして七十万以上の市には特別警察を置く、こういうふうになつて、人が知らぬ間になしくずしになつて、こうなつて来る。そういう傾向が若干ありますから、参議院の原案通りでなく、これに一字一句でも修正が加わりましたら、私はもう絶対に反対をして何をするかわかりません。それを承知しておつてほしい。なぐり込みを入れるかも知れない。それを承知しておつてくださいよ。どうぞ願ひますよ。

○塚田国務大臣 御意見はつつしんで承つておきます。

○生田委員 この間加藤さんからお話がありました町村合併の小委員会では

きたので、話もまだ決定したわけではないのですが、あの案によりまして、三十三条を五万ないし十萬の制限を撤廃して、無制限に全部の市に適用したい、こういうことになりまして、自治法の七条に抵触して、自治法の改正をしなければならぬ、そこまで結果がなつて行くのではないかと思ひますが、その点についてわれ／＼が意見をきめる上の参考に承つておきたいと思ひます。

○中井委員長 加藤小委員長から何か今の御意見に對し……

○加藤(精)委員 三十三条の府県知事が処分をしない場合に、内閣総理大臣が処分をなし得るという規定でございますが、これは七条の特例になるものと考へております。地方自治法の方で改正をしないでも、合併促進法の方で改正すれば、その特例規定が実質的には七条の改正と同じように作用する、そういうふうな了解しております。

○生田委員 実質的には七条の改正と同じようなことになるわけですね。

○加藤(精)委員 そうです。

○滝井委員 参議院から出ておる町村合併法案については、一応異存がないと思つておりますが、問題は現在のやはり客観的な地方自治の進み方というふうなものを考へてみますと——現在たとえば大きな都市と言わなくても、十萬、十五萬の都市があります。その十萬、十五萬の都市にヒンターランドとしての町村があるわけでありまして、ところが現在の経済的な結ばれ状態というものを見てみると、孤立的に同質的な町村が都市の周辺にあるわけです。これは経済的に見ると、その中心をなす市にみな結ばれておるわけでありま

す。この町村合併ができて、そういう孤立的な、非常に財政力の弱い同質的な町村が結ばれて行つても、それらのものがはたしてわれ／＼の頭に描いておる理想的な町村の形態であるかどうかというところは、非常にこれは疑問が出て来るわけでありまして。当然それらの一帯になつた八千かあるいは一萬そこらの町村も、やはり十萬か十五萬の市を無視しては、その経済の運営がでないというものが、私は現実ではないかと思ふ。そうしますと、町村合併の促進ができて、必然的に次の段階においては、その市を加えた市町村の合併の促進というものが、経済的な面から必要になつて来る。それを経済的な面から簡単に考へれば、市があつて、それらの町村というものはヒンターランドだ。これらのヒンターランドと消費都市としての市が結ばれて、初めてそこに私は一つの経済圏が形成されておると思ふのです。そうしますと、やはりわれ／＼が頭に描くものは、それらの消費的な都市とヒンターランドの、生産性を持つておる町村とが一体になつたものが、初めて合理的な自治体ではないかと私は考へられるのであります。そうしますと、町村合併というのは、現在の第一段階としてはそういうものをつくるのが、第二段階としては、当然市と合併した広い生活圏というものが、私は考へられなければならないと思ふのですが、そういう点大臣はどうお考へになりますか。この町村合併だけお考へになりますか。これは非常に今の生田さんの質問とも関連しておると思ひます。

○塚田国務大臣 この点は、私もさつき申し上げましたように、これだけではそう期待できるようなものではないのじやないかと思ひます。また期待できないものかどうかというところ、これは追うて行かなければならぬと思ひます。また期待がでないという面をカバーする措置として、国がいろいろ財政的なめんどうを見るということになつておると思ひます。従つてこの財政的なめんどうを見るということに、非常に私は今度の合併の重点があると思ひます。そこで次の段階では、それでは市と町村とが合併にならないかということになると、そういう市の周辺の町村といふものは、次の段階にはおそらく御指摘のようになると思ひます。しかしまた周辺にそういう適当な市のないところは、やはりその周辺の、それの中でもいくらか町がかつた、市がかつたものを中心にしてやはりなると思ひます。そういうふうにして逐次——そういう場合にはおそらく御指摘のようになり、やはり経済関係といふものが結びつきを決定する相当大きな要素になるだろうと私も考へております。

○滝井委員 私の意見と大臣の意見は、同じような形が出て来ていると思ひます。そういう考へになつて来ますと、必然的に現在の日本の税制その他といふものが、消費都市、たとえば入場税とか遊興飲食税の入るような都市は、非常に財政がゆたかである。しかも貧弱な町村を抱えているようなところには、いわゆる入場税とか、遊興飲食税、あるいは事業税といふものはあまり入つて来ない。そうしますと必然的に、これはいつかもし上げましたのが、日本の資本主義の発展の不均衡の

中に、必然的にそういう都市を中心とした促進形態が出て来なければならぬ運命的なものが私はあると思ふ。そうしますと、そういう運命的なものを是正するだけの抜本的な改革が、地方制度調査会から出て来るかという、これは私は出て来ないと思ふ。出て来ないとするならば、町村合併促進で小さな町村を合併しても、それらの町村といふものが財政的に無力なんですから、必然的に国が、この合併促進法でつくつた補助あるいは助成といふものを、三年とか五年の期間でなく

て、永久に続けて行かなければならぬという形が出て来ると思ふ。それでなければ、それらの町村に行かざるを得ないという形が出て来るわけでありま

す。そうしてみると、これはどうも合併はするけれども、地方自治といふものをむしろこういう助成をやることによつて、阻害をするという形が出て来ると思ふ。もちろんこれを阻害しないというならば、抜本的な地方制度調査会の改革といふものが必要になつて来るわけなんです。この点の矛盾が、どうも私は理解が行かない点があるので、大臣はそういう点はどうか

あいにして御解決になりますか。

○塚田国務大臣 多少私が、お尋ねの要点をつかみそこねているかもしれませんが、私が今お尋ねを受けた点で感じておりますのは、この合併促進法によるいろいろな財政援助といふものは、あるものはそれによつて将来恒久的に、それらの合併してできた町村が、自己の財源を持ち得る措置になつていくし、またあるものは、合併すること

おいて、何らかの刺激になるという形のものだと思ひます。しかしできた町村が、自治体として財政力がどうであるかという点は、私はむしろ新しくできた町村というものを頭に置きながら、今度の税制改革、また今度でなければ、その後また修正をする必要があるであらうと思いますが、そういう税財政制度というものによつて、やはり成立つて行くようにして行かなくちゃならない。従つてこの合併促進法による国の援助というものと、新しくできたそれらの町村というものが自治団体としてやつて行けるかどうかという問題は、やはり別に考へて、財政的な問題も考へてやらなければならぬ、こういうふうに考へておきます。

○滝井委員 新しくこういう町村合併ができた町村が、依然として昔ながらの苦しい、自立のできない町村であるというところは困りますので、当然こういう町村合併促進法ができていて、こういうことを前提にして、地方制度調査会において、それらの町村が自立できるように必要なをつくるべく、御努力をお願いいたします。

○加藤(精)委員 これは長官にお願ひするのではなく、この第十七条の関係を確かめておきたいのであります。それは、合併すれば国有林野を、その合併した町村に下げができるのだというところ、非常に待望している町村があるのだと思います。しかしそれはた掛声だけで、合併はしたが下げしないのだというところについては一大問題だということです、これを非常に危惧している町村があるのです。だからこの点を特に政府当局の方から、本委員会において御答弁願つておいた方が、本案成立に非常に便利だと思ひ

が、本案成立に非常に便利だと思ひてあります。従つてこの関係における林野庁もしくは農林省から、一言御声明を願つておいた方がよいと思ひてあります。そうして、私は安心して関係町村が合併に邁進してもらつた方がよいのではないかと、このことを申し上げるのであります。

○塚田國務大臣 この点は、私は御心配もつともだと思ひておられます。やはりこの法案に対して、農林省としては反対意見が出ておられます。ですから農林省を当委員会においてお呼びくだつて、十分検討しておいていただく方が適切ではないかと考へておきます。

○中井委員 一応質疑はございませぬ。それでは本委員会はこの程度で休憩をいたしまして、二時から小委員会を開会……。

○門司委員 小委員会の前に、少くとも大蔵大臣があるいは次官が出席されるか。

○中井委員 答えをいたします。それゆゑ委員会を散会するとは申さず、休憩すると思ひたわけでは、大蔵大臣出席のことにつきましては、さらに今要求を續けておきます。しかしその時間がはつきりいたしませんから、とりあえず二時に小委員会を開き願ひ、そうしておいて、もし大蔵大臣が出て来るということであるならば、ただちに本委員会を開いてやつて行く、こういうふうにいたしたいと思ひます。から、その間に大臣の出席の交渉をさらに續けて参りたいと思ひます。

○加藤(精)委員 門司さんの御意見まことにごもつともであります。早く法律を通したく小委員会を急ぐつもりだつたのであります。やはり大蔵当局の考え方を聞かなければ困る事情がございまして、小委員会を開くのを急がないで、午後委員会を繼續していただくしかないのじやないかと考へておきます。

○中井委員 もし大蔵大臣が急に出て来ないというようになつて来ますと、時間の空費があらはれません。従つてその間小委員会を開き置きにやつて、もし大蔵大臣が出て来るというならば、ただちに本委員会を開くというところもいいたしなかつた。ことに小委員長のあなたの御意見を参照して、ただいま宣言をしたのです……。

○中井委員 わかりました。それでは小委員長の御意見も参考といたし、あらためて宣言をいたします。

本委員会は午後二時よりあらためて再会をいたすことにいたします。

ただいまより休憩をいたします。

午後一時十四分休憩

午後二時三十分再開議

○中井委員 これより再開をいたします。

休憩前に引続き、町村合併促進法案を議題として、質疑を続行いたします。

○門司委員 大蔵政務次官がおいでになつておられますので、政務次官に一応お聞きをしておきたいと思ひます。

この町村合併促進法案の中に、直接財政に關係のある条が十四条、さらに十七条、二十九条というようにずつとあります。この内容を見てみますと、いづれも優先的にこれを処置する、但し予算の範囲という意味のことが書いてありますが、こういうことが法律として出て参りますと、やはり財政的に優先的にいたしても、あるいはその他の方法にいたしても、多少国にめんどうが見てもらえるのだというところは、私は合併の一つの大きな示唆になるというふうに考へております。従つてこれの財政措置がどのくらいになるかわからないが、大したことはないと思ひますが、しかしいづれにいたしても、財政の措置が全然とれないというところになつて参りますと、合併後における町村の失望といふか、そういうものもかなり大きいと思ひます。かた／＼これを通すにいたしましても、われ／＼は責任上そういうことを一応確かめておきたい、こう考へましておいでを願つたわけであり

ます。そういう意味で、ひとつ次官からでも率直に、この法案の通過後に對する大蔵省の心構えだけを、この際お聞かせを願つておきたいと思ひます。

○愛知政府委員 まことにごもつとも御質疑でございますが、私どもの考え方といたしましては、第一条の目的にもございまして、さらにこの目的裏に考へておきます思想といたしましては、すでに御審議の済んだ点もあるうかと思ひますが、全体として資金の総合的な効率的運営ができるであらうということを期待しておるわけでございます。従つて個々の合併の場合と、全体を通じて大局から見た場合と、二つの側点があると思ひておられます。が、総合的大局的に見て、財政資金が合理的にかつ効率を発揮して運営されるであらうという点から見れば、従来よりも金額の上においても相当節約できる点があるうと考へております。その半面におきまして、具体的な合併について、今御指摘のように、本条に書かれてあります通り、文字通りにこの法案が成立いたしますれば、財政計画としてもこの法文通りに責任を持つて善処いたさなければならぬと考へるわけでございます。ただいま御懸念のようなことは、私も財政当局の立場としても考へておらないわけでございます。

○床次委員 ただいま門司委員からお尋ねがありましたことに対して御答弁がありました。徹底しておりませんので重ねてお伺ひいたしたいと思ひます。具体的例を申し上げますと、第二十九条のごとき規定であります。

これは合併計画の実施を促進するため、小学校その他の文化施設の整備あるいは消防施設、あるいは病院、水道その他の衛生施設、あるいは厚生施設、土木施設等その他町村の建設事業等におきまして、やはり予算の範囲内において、新町村合併計画に掲げる事項にかかると財政上の援助について、事情の許す限り合併町村のために優先的な取扱いをするということになつておるものであります。趣旨はよくわかるのであります。今日全国の市町村の状態を見ておきますと、合併を要すべき町村の配置の状態がかなり偏在しているといふことが言えるのであります。ある府県におきましては、ここに掲げられておきますような小さな町村はほとんどなくなつてゐる。ある府県におきましては非常に小さな町村がいまだに残つてゐるというように、極端な状態が現出されておるのであります。もしも二十九条につきましても、法令及び予算の範囲内において優先的にこれを取扱うといふことになりましたならば、明年度以後の市町村の事業に關しましては、かなり偏在をすることが予想されるのであります。私も、かかる偏在があることは、一面合併促進のためにはいいと思ひますが、しかし合併するべくしてしないのではなく、合併を要しない基準町村にまで達しておる町村のありまする府県におきましては、損をするということになるのではないかと、かかる憂慮を与へました場合は、本法の効果を決して全国的によろしいものではないといふことをおそれおるものであります。従つて第二十九条のごときは、政府におきまして合併を促進助長するといふ見地におき

ましては、従来よりもより予算を増額する。特に合併したために要する事業援助につきましては、別々におきまして、特別の予算をさらに増額せられることが適当と考えられておるのであります。これに書かれましたところの「予算の範囲内」という字句は、そのことを意味するかどうかといふことについて疑念がありましたので、お尋ねいたしました次第であります。他の部分におきましては、特に合併の事務費等のものにつきましては、これは当然新しく別々を計上せられるであらうといふことが推測されるのであります。二十九条につきましても、多少疑念が出て参りましたので、特にお伺ひした次第であります。しかも政務次官は提案者でもありますので、この点よくおわかりであると思ひます。合併の趣旨を十分徹底せしむると同時に、すでに基準に達しておりまする一般町村が、政府の合併促進政策のために犠牲にならないように確保していただくたい。かような意味においてお尋ねをいたす次第であります。

○愛知府委員 これもまたごもつともな御疑念であると思ひます。結論から申しますと、合併を要するところが偏在しておる結果、合併を要しないところについて、第二十九条は損をさせることのないように、こゝいう御趣旨だと思ひますが、その通りに私考えておられます。それで優先といふことは、従来の考え方よりはる分だけがプラスになる。別々といふ言葉は率直に申しまして、多少練れない点があるかと思ひますが、要するに俗な言葉で言つてプラス・アルファとして考へるといふ意味に、私考えておられます。ただこ

れは、先ほど申しましたように總體的に考へますれば、合併するといふことによつて、資金の効率が發揚される、その結果總體的においては大局から見ても家の財政としての負担は軽減されるであらう、こゝいうことを基礎において考へておられますが、とりあへず合併したといふ場合において、第二十九条を優先といふことをいかに考へるかといふことは、他の合併を要せざるころには損をさせない、言いかえればプラス・アルファの考え方である、こゝいうふうには御理解願ひたいと思ひます。

○滝井委員 さいせん家田國務大臣から大蔵省には町村合併促進に關するこゝういふ意見があるのだといふ、いろいろのことをお伺ひいたしました。われわれが資料として今年三月に専門員室からいただいた各省の意見の中の大蔵省の意見を見ますと、大蔵省の意見がこゝの新しい法案には相当取入れられておるが、なお大蔵省で相当この法案には異論があるといふように承つておるのですが、塚田さんからいふ御説明があつたが聞き落した点もありまうので、この条項で財政的に非常に重要と思われ、しかも大蔵省と非常に意見が隔たつておるというおまな条項だけ、この機会に公式に大蔵省の見解を表明していただきたいと思ひます。

○愛知府委員 この法案につきまして事務的に自治庁当局と打合せが行われておりまう過程におきまして、いろいろ大蔵当局として心配になる点も相当あつたわけでありまうが、結論的に、現われております法案の姿におきましては、財政当局といたしましてもその企圖するところが、まことにけつこゝうなことであるといふことで、この案の法案でございませう、その各条は先ほど御指摘のありましたような点、が、おまな条項でありまうが、現在のところ財政当局として別に特にこれに異議があるという点はございませう。

○滝井委員 そうすれば、この法案が通れば大蔵当局においてもこの法案の骨をなす財政上の裏打ちといふものは、全面的に責任をもつてこの法案の実施に協力する、こゝう了解してさつかえありません。

○愛知府委員 この法案がさういふして制定になりました場合におきましては、この案通り実施できまうように、財政当局としても責任をもつて御協力申し上げるつもりであります。

○滝井委員 了承いたしました。

○佐藤（親）委員 農林大臣に何うべきだが、何といつても大蔵省の方がしんしよう持ちだから何つておかないとまづいので、はなはだ恐縮ですが、大蔵省に何つておきます。十七条に書いてある通りだとすれば、これはよく間違つて町村関係では合併を非常に喜んでゐるのは、国有林野整備臨時措置法の特別に従つて、国有林の松下げができるのだといふことをまつころから信じて、そうしてこれがあるから町村合併促進法案には賛成すべきものであると、こゝういふことが非常にえさになつて、進んでゐるといふようにうす／＼聞くのであります。中には小さい村は合併すれば自然村會議員もだめになつてしまふんだし、村長も、議長もだめになつてしまふ。こゝういふことでこれはだん／＼追いまくられて、困ることをつくるものだといふううけんのか、あるいはさうでなく、さりとてこの条文の趣旨の通りに払い下げをする

ということが本旨であるのかということについて、大蔵当局としての御意見を伺いたいと思います。

○愛知府委員 第十七条の本質的な問題につきましては、これは農林当局からお答え申し上げた方がよろしいと思っておりますが、大蔵省の立場といたしましては、この十七条にありまして、この十七条にありまして、林野整備臨時措置法の例により、売払いまたは交換することができるといふ規定のもとに、この点も実は先ほど申し上げた御指摘があつた点でございますが、大蔵省の国有財産を管理しております立場の管財当局としては、この売払い代金の支払いについては、特に五箇年間は置き、その後十五箇年の年賦償還とするというようなことは、少し条件が甘過ぎるのではないかと、この意見も事務的にはあつたか、この点であります。農林省の御決定によつて売払いをするような場合においては、特に五箇年間は置き、その後十五箇年の年賦償還というところは、町村合併のために適当な処置であるというところ、この点も大蔵省としては特に意見を申し上げないことにしたわけでございます。要するに国有林野を売り払うというところを好餌として、合併を促進するのだというようなことは、少くとも大蔵省としては考えておりません。

○加藤精一委員 二十九条の新町村建設計画の事項について、愛知府政次官に具体的にお伺いしたいのです。これの養成をきめるための必要事項と思ひますので、具体的に事例をもつて大体的見当をお聞きしておきたい。一番わかりやすい保育所について一例をとつてお尋ねいたします。政府の方で毎年

各公立の保育所に対して助成をするのは、大体百五十箇所内外でございます。これは二分の一が国庫補助で、四分の一が県補助というようになつております。これにつきましては、年々非常な熱望がある。全国に同時に数百箇所の町村合併が行われるというやうな場合に、保育事業というものは現在非常な熱望がありまして、そういう場合、数百箇所も同時に合併がありまして、優先的取扱ひといひますと、みなそれに吸収されてしまふ。わが国の中には、すでにこの町村合併促進法で予定したよりも、よけい合併が促進されて、あまり弱小町村のない県もたくさんあるのです。それからまたこの合併関係の県内における順位というものがございまして、大体最も緊要だと県が認めるものから、順次毎年一府県に三つか四つくらいずつ助成されておるのが実情でありまして、来年こそは来年こそはと思つてその順番が繰上つて、その圈内に飛び込むのを待つてゐるところが多い。そういうところは合併関係町村が半分、そうでないものが半分、最小限に見て半分くらいあるわけです。そういう県や町村に百五十の保育所に対する政府の補助の割当が、一つもなくならないことではたいへん困りますので、少くとも従来の補助対象の戸数並びに金額から見ても、四割くらいは歩増しの別枠をつけていただかないと、とても納らないと思つております。そういう関係から相当な国費が増すだらうと思ひます。これは物の考えようですけれども、もし合併ができ上りますれば、各地方団体の長の経費その他助役、収入役等の経費は、それだけ

け浮いて来るわけですから、そういうやうな場合、この法律の施行期間が済んだころには、おそく年々四、五百億は下らない経費の節約になると思ひます。そういう経費の節約を導くためでありまして、こういう二十九条に列挙した事項について、特に考えていただくことができないか。また厚生省の政策で町村合併を考えないでも、百五十箇所が五百箇所になるなら、その五百箇所のまた三割か四割くらいは増といふ気持で、予算を編成していただくことは、合併による莫大な地方経費の節約から見れば、私はそういう情勢を馴致した方がいだらうと思ひます。そういう観点から思ひ切つた別わく助成を考えていただくわけにはいかないか。もちろん法律案を直さないで、このままでつけようですけれども、そのつもりでないと、どうも法律が通つた、町村は喜んで、が実際は合併しようとしたところが補助がなく、途中でやめるということが、ひんびんとして起ることを心配いたします。そういう事例に対処する方法を、具体的ににお答えいただきたい。

次にこの町村合併促進法に対する各省の意見というものは、どうも地方財政法の第五條の範囲内で処理しようといふ御意見だつたのですが、第五條にはそんなものは規定してないのです。新町村建設に必要経費と何となくいふことが、第五條にあれば別だけれども、大蔵省の人はどうしてそんな回答をつけて来たのか。どつちにしてもこれは、先ほどの愛知府政次官の御答弁を承りますと、十三條のやうな場合も十分御考慮くださるやうに、私たちが承承したのでありますけれども、その限りに

おいて、前の大蔵省の御見解と違つて、こういうものは第五條の範囲外でも考慮して下さると解釈してよろしいのかどうか。その二点をお尋ねいたします。

○愛知府委員 まず第一に、第二十九條につきまして加藤さんから詳しくお尋ねがあつたのでございますが、事情は私から申し上げるまでもなく、私以上よく御承知でありますので、ただいま御指摘の通り、たとえば保育所の補助につきましてはまづたたくお話の通りであります。従来の方方は一県で、たとえば何箇所くらいというところ、全国的に補助をきめておつたわけでございます。先ほど床次委員のお尋ねにお答え申し上げました通り、新町村建設計画の実施促進のために、この被合併町村には迷惑をかけないでやうしたい。やらなければこの二十九條が生きないと思つたのであります。その意味におきまして、別わくといふお言葉がございまして、私はそういう趣旨で考えているわけでございます。ただこの際百五十箇所という、これは例でおあげになつたのでございますが、この機会に全国的に、たとえばこれを二百箇所にするとか、あるいは三百箇所にするとか、あるいは、これに關連しては考えておらないのであります。要するに従来通りのやり方以上に、合併せざるに損をさすやうなことがあつてはならない。その限りにおいて別わくの考え方をとる、こういうことを申し上げたつもりでございます。ただいまのお尋ねに對しましても、そういうお答えを申し上げ、かつ私どもの気持、方針というものは、

それから地方債の問題であります。この点も先ほど申し上げましたこと、この法案の作成にあたりまして、いろいろのお問い合わせ等に対して、一応大蔵省の事務当局として、いろいろの考え方を申し上げたのであります。この段階でこの姿になつております限りは、冒頭に申し上げました通り第二十二條につきましても、文字通りの通りにひとつ実現できますやうに、私どもとしてはやつて参らなければならぬ、こういう決心でいるのでございます。

○加藤精一委員 非常に簡単に申し上げますが、実例を一つとらぬと、ものがはつきりしないから実例をとるものでして、最もわかり易い実例をとるものであります。百五十箇所というやつが、少くとも二百箇所くらいにならぬと、実際の分配はうまく行かないのです。これはおそく三箇年の間に、約四、五千の町村に關連した合併が行われようと思ひます。そうしますと、優先的といふことが従来のちよつと色をつけた優先くらいでは響いて来ないのです。同時にまた少ししか響いて来なくても、なお百五十箇所はほとんど全部そつちに行つてしまふくらいになります。七、八割は少くとも合併町村に行つてしまふわけはおそらく目立たない。それで目立つ程度にやうなものは、百五十箇所が二百箇所くらいにならなければ、具体的に効果発揮しない。具体的に効果発揮するだけ、別わくをとつていただけるかといふことを、今設例の保育所について一応明確なお答えをいただきたい。それ

は事務家としてのお答えは、なか／＼困難かもしれませんが、これは法案ができるかできないかの境目なんですから、どうぞひとつその点を明確にお答えいただきたい。それから十三

条の問題は、これは新町村建設計画事業という事で、われ／＼は起債の特例をお願いしている。大蔵省の方としては小学校とか道路とか、そういうものは標準課率の税をとった場合だけしか制限にならぬわけです。標準課率以上の場合も、以内の場合も、場合によつては新町村建設計画で、うんと一時的に臨時経費の莫大なものがあるときには、実際上政治上の理由で、そう課率を上げられない場合もありますので、そういう場合も標準課率以内の場合も制限していただけるかどうか。こういうことを具体的にお伺いしたい。

○愛知政府委員 この例としておあげになりました保育所の問題につきましては、私は、私共もつともだと思ひますが、先ほど申しましたように被合併町村については従来通り考えて参ろう、それに損をさせない限度において優先的に、また二十九条を適用して参りますと、結果において百五十というものが幾つになるかは、これはいろいろ／＼その仮説の場合によりましてお答えをしなければならぬわけでございますので、二百箇所になるか、あるいは百九十箇所になるか具体的ににお答えしにくいのでありますが、考え方といつたしましては、その点は明確に、今の御趣旨を十分私どもとしては了解しておるつもりでございます。それから第十三条の關係は、地方財政法第五條第一項の規定にかかわらずということでありまして、その趣旨は標準課率以内の場合

合も詮議の対象になる、こういうふうには私は考えておるのでございます。○中井委員長 愛知さん御苦労さまでございました。

林野庁長官柴田栄君が出席をされました。よつて林野庁に關係する懸案の問題について、質問の開始をいたします。門司君。

○門司委員 さきに私は大臣の出席を要求しておるのでありますが、大臣がまだお見えになりませんが、事務当局がおいでになつておられますので、事務局としての意見を聞きます場合に、一応意見の調整だけをしておきたいと思ひますが、きよの林野庁長官の答弁と農林大臣の答弁と大体一致するものかというところは私申し上げませんが、大体同じような御意見だと承つておいてよろしうございませうか。

○柴田政府委員 大臣とも打合せて参りましたので、大臣のお答えと同趣旨でお答え申し上げますから、さように了承されてさしつかえないと思ひます。

○中井委員長 門司君、大臣の出席の御要求をなさつておりますが、今の答弁で大臣の出席はなくてもよろしうございませうか。

○門司委員 大臣のかかりに御答弁願えるなら、無理に大臣がおいでにならなくても、けつこうであります。

○中井委員長 丁承いたしました。○門司委員 先ほど自治庁長官からの意見を伺ひしまして、さらにこの法案に対して関係各省から出て参つております意見等をずつと見ますと、第十七条に対しては農林省は何か意見があるようなことが見えるのでありますが、この意見が今もおかわりになつ

ていないかどうかということでありまして、これはきわめて重要な問題でありますから、その点はひとつ先にお聞かせをお願いしたいと思います。

○柴田政府委員 本法案の審議過程におきまして、私どもは林野の立場から非常に心配をいたしておつた点があるのをごさいまするが、審議が済みまして現在の法案十七條に御規定になつております範圍におきましては、私どもも全面的に御協力申し上げ得るという考え方に立つておられますことをお答え申し上げます。

○門司委員 この場合、私は政治的な答弁としてそれ以上聞く必要はないと考えておりますが、幸い長官がおいでになつておりますので、一言だけ聞いておきたいと思ひます。それはこの第二項の「前項の規定により売却を受ける林野の経営については、あらかじめ国の承認を受けて定められた施設計画によらなければならない。」こう書いてあります。この計画の中にはおそれく造林計画が必ずあると思ひます。

従つてこの造林計画その他について格別の御配慮が願えるかどうか、この点をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○柴田政府委員 現在森林法に基きまして、森林計画を実施いたしておりますが、森林計画に基きまして、計画造林に對しましては造林の補助をいたしております。当然御相談申し上げまして、森林計画に入れたいたいただくということになりますので、造林補助の優先的な対象になるというふうに私どもは考えております。

○門司委員 それではもう一言承つておきたいと思ひます。実は先日也非常

に問題になつて議論をしたのでありますが、ちよつと私はつきりしませんでしたので、この機会に林野庁当局の意見を聞いておくことがいいと思ひます。国有林に対する現在の入会権の問題であります。これがもし合併されました場合に民法の建前から言へば、入会権は残るわけになります。これは所有者がかわつて参りますので、従つていふ／＼な問題を引き起す、たとえば今まで五つの村の入会権だつたところが、今度は三つの村が合併してそのの下の下を受けた、あるいは受けようという場合に、従来の五つでありました關係から、残された二つのものに入会権というものが、そこにそのまま残れば大した問題はないと思ひますが、しかしそれが残るといふようなことになつて参りますと、下の下を受けた町村では、他人の利益のためにいふことは、少し行き過ぎるかもしれないが、自分たちの権利以外に、やはり他人の権利がそこに入つて来る。そこで下の下は受けたのであるが、そういう問題がなか／＼うまく解決がつかぬために、これが延びるということになつて参りますと、この年限は五箇年でありまして、五箇年をもし過ぎると下の下を受けることができないという結果が私には出て来ると思ひます。さらにさういふときに入会権の買取その他の価格なども、具体的に申し上げますが、さつき申し上げましたようなことで、二つの、入会権を持つておつた人々の権利をなくしようと思へば、勢い買取しなければならぬ、合併した町村で下の下を受ける方が、これを買取して、その権利をなくさなければならぬ、そういう問題がここに起つて参ります

ので、そういう問題について林野庁でもし解決の方法があるというふうな見通しがついておりますならば、この機会にお聞かせを願つておきたいと思ひます。

○柴田政府委員 入会権というのは、ちよつと実はよくわからぬのですが、現在国有林に對して地元がいろいろな程度で權益を持つておられますが、一つには共用林野の制度がございまして、自家用薪炭林あるいは化糞用林を計画的に供給をする山を持つております。おそれくそういうものも今回の売却には対象になる場合が出て来るのじやないかと思つておりますが、その場合に売却の対象の山を多少目的をかえまして、基本財産の造成等から、薪炭林を用材林に振りかえるというふうな御計画で、大体御相談が成り立つていたしますれば、国有林といつたしましては、その残余の国有林についてさらに共用林の設定をいたして参らなければならぬ、かように考えておりますので、その際に他の地区における共用林の設定とあわせて御相談をしてお進めするということになるのではないかと、かように考えております。

○中井委員長 門司君、御質問はよろしうございませうか。

○門司委員 よろしうございませう。

○佐藤(親)委員 柴田長官に伺つておきます。門司さんから御質問の際に、この法案に對しての十七條というのがあるが、それに対して政府としても御協力くださる、すなわち言いかえれば十七條の削除は必要ないというふうに承つてますよろしいかどうか、第一番にこれをお聞きいたします。

○柴田(榮)政府委員 十七條に現在規

定いたしていただいております内容ならば、現在進行いたしております林野整備法の内容とほとんど同一に取扱えるということで私はさしつかえないと考えております。

○佐藤(親)委員 この町村合併について関係者、すなわち市町村とも重大な期待をかけておられるのは、町村合併に対して十七条の国有林野整備臨時措置法の特例がすぐに活動できるのだというので、言いかえればあれがたくさんちやうだいでできるというので、関係町村住民は期待しておるのであります。そういう期待をしておられるのに、いよく法案が通つて実施されて行くときにあたつて、重要な国家の所有に属する林野は、全面積の三割、すなわち大体七百八十万町歩政府で持つておられるというのであります。その重要な七百八十万町歩の国有林野をめぐつて市町村合併の関係者は、拙下を待望して、この合併法案の成立の希望を達成することに協力するといふ程度になつて来たように思ふのであります。それと、そこに食い違いが生じて、あとで十七条というのがあつたから、実際は合例は希望しないのだが、それに引きずられて合併法案の通過を望んでおつたというやうなことがあると、それこそゆゆしき問題になるのであります。そこで市町村に対して必ずしも下げてやり得るという政府のお考えがあるかどうかというところをお聞きするのであります。

○柴田政府委員 十七条にも規定せられております通り「国土の保安上及び国有林野の経営上必要なものを除く」とありますので、特に重要水源等の国有林につきましては、町村合併を促進するためにこれを解放しなければならぬといふことでは、将来に非常に禍根を残します。それ以外のところではあります。これを払い下げまして御活用願ふといふことで御相談はいたして参るつもりでありますが、ただいまのお話のように、国有林の拙下があるから町村を合併するのだといふやうなことにあたりたいたいで、必ず全部について国有林を払い下げるのだといふことにはならない、かように考えております。

○佐藤(親)委員 全部が全部そうじゃないんだというところの区別であります。が、国土の保安上または国有林野の経営上必要なものといふので、そこに一支障を来すやうなことがあつては、せつかくの合併促進に対する関係市町村の希望が、無になることになるのであります。ただいまのお答えのように全部が全部払い下げてやるんじやないといふことは承知いたします。しかし、そこに食い違いができて、そういう理由のもとに払い下げをお許しにならぬといふことになつてしまつと、それこそせつかくの希望が雲散霧消してしまふ。だから、国の承認を受けるのであります。だから、その売却や立木の伐採並びにその施業方法について監督できる立場に立つておられる政府は、さうな状態においてなるべく手かげんをしないで、民意に沿うように努力せられるといふ趣旨のもとに、十七条はそのまゝ通してさしつかえないものといふやうなお考えであられることを、最後に答へ願ひたいのであります。

○柴田政府委員 国有林の払い下げをどういふ程度に御期待になつておられるかといふことについては、なか／＼むずかしい問題でございますが、現在におきましては、この十七条の規定にありますが、一定の場合には、林野整備法におきまして一定の基準が客観的にできておりますので、それらに對しましては積極的に売却を促進いたしまして、御協力を申し上げるということにいたすつもりでおることを申し上げます。

○佐藤(親)委員 いま一点お伺いします。拙下をすべき事項としては、まずその地元といふものが一つ。それから、たとえば栃木県なら栃木県にあるものは、栃木県に払い下げるというの、こゝういふやうな条件に何つておつたと思ふのであります。合併した場合においても、やはりその趣旨は動かさないでお進めになるということに了承してよろしいかどうか。

○柴田政府委員 私どもは所在市町村を依然として優先いたすべきものであるといふふうに考えておりますので、従来林野整備法によつて売却したております順序を、そのまま継承すべきである、かように考えております。

○加藤(精)委員 林野庁長官にお尋ねしますが、今までのたび／＼の御答弁では、国有林野整備臨時措置法という法律があつて、それで適当にやつておるから、十七条といふやうな規定はないといふお考えのように受取られるのですが、この国有林野整備臨時措置法の方が町村合併促進法よりも優先的に働く、その方がより重く見られる法律であつて、町村合併促進法第十七条といふものは、さういふ意味からいへば無用の規定だ、さういふふうにお考えになつておられるのか、国有林野整備臨時措置法に対する特別法のように考えておられるのか。それを十分お聞きしておきませんか、提案者の御意見と林野庁長官の御意見とがそこまで食い違つておれば、私は問題だと思ふのです。提案者にもそこにおいでいだいて、何のために十七条を設けたかを承らなければならぬと思ふのです。その点についての柴田長官の御意見を承ります。

○柴田政府委員 国有林野整備臨時措置法は二十九年六月末をもつて、一応有効期間が切れます。臨時法になつておりますが、さらに整備法の趣旨に基づいて売却可能なものは、特に町村合併促進のために役立ち得るという場合には、これを特例として延長して参るといふこともさしつかえない、こゝういふ考え方を私は持つております。

○加藤(精)委員 この施行期間の点だけで、国有林野整備特別措置法といふものが動かなくなつたときに――それまでは眠らしておいて、それが済んでから初めて町村合併促進法の十七条が動き出す、こゝう理解してよろしいですか。

○柴田政府委員 決して林野整備法を眠らしておくとお考え方は持つておりません。ただ林野整備法において売却いたします場合にも、所在町村を對象として合併いたします町村は、当然それが合併町村の基本財産として利用されることになりまして、後段にありまします延納の特例は、漸及有効になると存じておりますので、現在これを促進いたしては、同一の効果をあげ得ると私は考えております。

○加藤(精)委員 そうしますと、林野庁長官の御意見は、延納の点以外は、国有林野整備臨時措置法でまかなえる、やつて行ける、こゝういふ御意見でございますか。その拙下部分林設定等の対象について、若干拡張をするといふお考えは別段ないのでございませうか。そのところを念を押してお尋ねしておきます。

○柴田政府委員 これは場所によります。具体的問題になりますと、地域あるいは地形等によりまして、面積その他に對しましては林野整備法におきまして、はつきりとした基準は設け得ないといふのが実情でありますので、規定いたしております通り国土保安上及び国有林野の経営上必要がないと申します解釈を、計画的にお取扱ひ願ふといふことが、はつきりお約束ができる範囲においては、促進をあわせて御相談いたして参る多少の目安があるのではないかと考えております。

○加藤(精)委員 私が承つたところでは、「経営上必要なもの」といふこの「必要」といふ言葉を特に使つたといふことに意味があるように承つておりますが、林野庁長官の御意見がさうな程度でございしましたら、提案者にも一回ここに来ていただいて、両方からお話をお聞きする必要があるように思ふのでございしますが、提案者をお呼びいただくことはできませんでしようか。

○中井委員 速記をとめてください。

○中井委員 速記を始めてください。

〔速記中止〕

○中井委員 速記を始めてください。それでは林野庁長官に対する質問、農林関係に対する質疑は、この程度でよろしうございませうか。

「了承」と呼ぶ者あり

○中井委員長 それではさうに了承いたしました。

本委員会はこれをもつて休憩といひ、ただちに小委員会を開催をいたします。

午後三時四十一分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十八年八月十二日印刷

昭和二十八年八月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局